

コロナ禍の都財政～2020年度と2021年度の補正予算をみる

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

本稿では、当初予算以降に繰り返した補正予算について、その「柱」を簡単に報告する。なおこの2年間の補正予算は、都議会の議決を伴わない都知事による「専決処分」が多いが、その課題については割愛（下記の予算案等のうち、（案）のない予算●が専決処分）する。

なお、都財政の構造や全体的な課題等については、まちぼっとリサーチ（2021年9月27日）に掲載した「都財政の特徴と課題～五輪・パラリンピック開催とコロナ禍を踏まえて」を参照されたい（一部、本稿と重なります）。

1. 補正予算の推移

(1) 2020年度

- 令和2年度補正予算（案） 令和2年1月30日発表分
- 令和2年度補正予算（案）（追加分） 令和2年2月18日
【補正予算の柱】
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応
 - ・ 感染症に対する今後の備えの強化
 - ・ 都内産業・中小企業対策
- 医療提供体制の強化等にかかる補正予算 令和2年4月6日
 - ・ 医療提供体制の強化及び学校臨時休業等への対応
- 令和2年度4月補正予算（案） 令和2年4月15日
【補正予算の柱】
 - 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
 - 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化
 - 3 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組
- 緊急事態措置の延長等にかかる補正予算 令和2年5月5日
 - ・ 緊急事態措置の延長等に伴う対応を迅速に実施
- 令和2年第二回定例会補正予算（案） 令和2年5月19日
【補正予算の柱】
 - 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
 - 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化
 - 3 感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組

4 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

○ 令和2年度7月補正予算（案） 令和2年7月9日

【補正予算の柱】

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
- 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
- 3 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組
- 4 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

● 営業時間短縮の要請に伴う補正予算 7月31日

- ・ 都内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の事業者等に対して、8月3日から8月31日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

● 営業時間短縮の要請の延長に伴う補正予算 令和2年8月31日

- ・ 9月1日から9月15日まで営業時間短縮の要請を延長することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

○ 令和2年度9月補正予算（案） 令和2年9月3日

【補正予算の柱】

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
- 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
- 3 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組
- 4 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

○ 令和2年度9月補正予算（案）（追加分） 令和2年9月24日

- ・ 新型コロナウイルスの感染症防止と経済社会活動との両立を図りながら、都内観光産業の早期回復に向けた取組を実施

● 営業時間短縮の要請に伴う補正予算 令和2年11月25日

- ・ 酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の事業者等に対して、11月28日から12月17日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

○ 令和2年第四回定例会補正予算（案） 令和2年11月25日

【補正予算の柱】

- 1 医療提供体制等の強化・充実
- 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実

● 営業時間短縮の要請に伴う補正予算 令和3年1月7日

- ・ 都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の1月8日から2月7日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を店舗ごとに支給

● 営業時間短縮の要請の延長に伴う補正予算 令和3年2月5日

- ・ 都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の2月8日から3月7日まで営業時間短縮の要請を延長することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を店舗ごとに支給
- 令和2年度最終補正予算（案） 令和3年1月29日
- 令和2年度補正予算（案）（追加分） 令和2年1月30日、2月18日
 - 【補正予算の柱】
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応
 - ・ 感染症に対する今後の備えの強化
 - ・ 都内産業・中小企業対策
- 令和2年度最終補正予算（案）（追加分その2） 令和3年3月5日
 - ・ 3月8日から3月31日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給
- 令和2年度最終補正予算（案）（追加分その3）
 - ・ リバウンド防止期間中の4月1日から4月21日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

(2) 2021年度

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算 令和3年4月9日
 - ・ 検査体制の強化や飲食店等に対する徹底点検を含め、都独自の施策を速やかに実施するとともに、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給するなど、時機を逸することなく対策を実施
- 緊急事態措置の適用に係る補正予算 令和3年4月23日
 - ・ 都内の事業者に対して休業や営業時間の短縮を要請することに伴い、感染拡大防止協力金の支給などを実施
- 緊急事態措置の延長等に係る補正予算 令和3年5月7日
 - ・ 緊急事態措置の延長に伴う感染拡大防止協力金の支給や、テレワーク定着に向けた緊急支援など、必要な対策を迅速に実施
- 緊急事態措置の延長に係る補正予算 令和3年5月28日
 - ・ 緊急事態措置の延長に伴う感染拡大防止協力金の支給など
- 令和3年度6月補正予算（案） 令和3年5月28日
 - 【補正予算の柱】
 - 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
 - 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
 - 3 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組
- 令和3年度6月補正予算（案）（追加分） 令和3年5月28日

- ・ 大規模会場における接種を実施
- ・ 都内中小企業者等を対象に「東京都中小企業者等月次支援給付金」を支給
- まん延防止等重点措置の適用に係る補正予算 令和3年6月18日
 - ・ まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止協力金の支給など
- 緊急事態措置の適用に係る補正予算 令和3年7月8日
 - ・ 緊急事態措置の適用に伴う感染拡大防止協力金の支給など
- 令和3年度8月補正予算（案） 令和3年8月12日

【補正予算の柱】

 - 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
 - 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
- 令和3年度8月補正予算（案）(追加分) 令和3年8月17日
 - ・ 緊急事態措置の延長に伴い、感染拡大防止協力金や月次支援給付金を支給
 - ・ 自宅療養者の安全・安心を確保するために酸素ステーションを設置
- 令和3年度9月補正予算 令和3年9月9日
 - ・ 緊急事態措置の延長に伴い、感染拡大防止協力金等を支給
- 令和3年度9月補正予算（案） 令和3年9月11日

【補正予算の柱】

 - ・ 新型コロナウイルスの感染再拡大を阻止する対策
 - ・ 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
 - ・ 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組
 - ・ 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組
- 令和3年度9月補正予算（案）(追加分) 令和3年9月28日
 - ・ 都内の飲食店等に対して、リバウンド防止措置期間中の営業時間短縮を要請することに伴い、感染拡大防止協力金を支給
- 令和3年度9月補正予算（案）(追加分その2) 令和3年10月4日
 - ・ 国が給付する月次支援金が10月まで延長されたことに伴い、都独自に加算等を行ってきた月次支援給付金についても、対象期間を10月まで延長
- 令和3年第四回定例会補正予算（案） 令和3年11月25日

【補正予算の柱】

 - I 新型コロナウイルス感染症対策
 - ・ 新型コロナウイルスの感染再拡大を阻止する対策
 - ・ 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
 - ・ 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組
 - II 原油価格高騰への対応
 - ・ 事業者支援に係る取組
 - ・ 脱炭素化に資する取組

※2021年度12月補正時点での一般会計財政規模は、11兆1,241億円。

当初予算7兆4,250億円と比較すると、3兆6,991億円もの増額となっている

※東京都財政規模（補正予算）-財源については別紙参照。

※都は6月16日、20年度末財政調整基金残高2511億円を5327億円の見込みに改めた。

また、21年度末残高の見通しを21億円から2837億円と改めた。

中小企業が対象の制度融資の預託金の一部が使われずに戻ってくるなどの要因で上方修正した。20年度の都税収入が想定より減少額が小さかったことも財政調整基金の上方修正につながった。（マスコミ各紙の報道）

※令和39年9月17日現在の年度末残高見込みは1,976億円となっている。

2. 基金残高と起債残高の推移

前項の補正予算の財源は、主に国庫支出金と財政調整基金である。福祉先進都市実現基金も含めたその他基金も合わせた財源別内訳は以下のとおり（国庫支出金と基金以外の財源は割愛）。

補正予算財源総額における国庫支出金と財政調整基金等の割合

単位：億円

	財源総額	国庫支出金	財政調整基金	その他基金
2020年度	23,278	13,468.7	8,816.8	741.1
	—	57.9%	37.9%	3.2%
2021年度	36,512	33,067	3,310	135
	—	90.5%	9.1%	0.4%

※2020年度の財源総額は財政規模の累年比較の当初予算と最終予算の差額を使用。

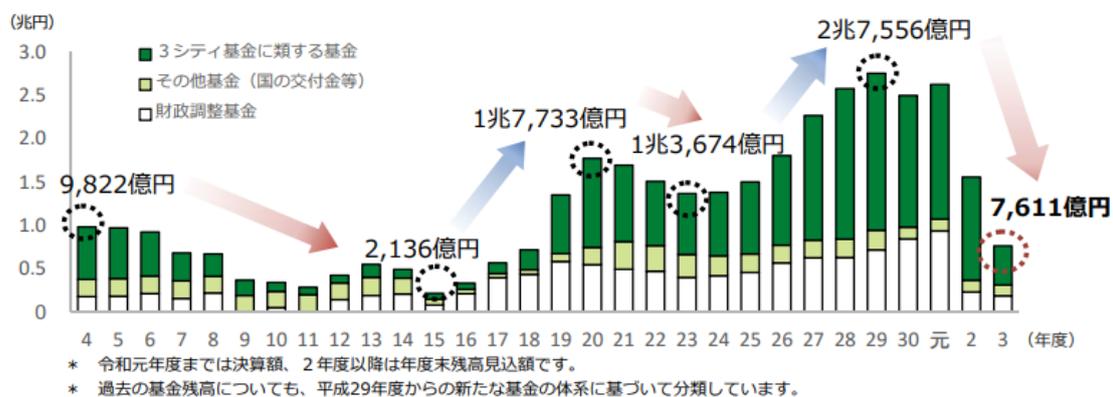
※2021年度は令和3年度12月補正予算（案）までである。

上表のように、2020年度（令和2年度）は、補正財源の約6割近くを国庫支出金で、約4割を財政調整基金をはじめとした基金でまかなっている。2021年度はこれまで、国庫支出金が約9割を占め、財政調整基金等は少ないが、現段階（12月初め）はまだコロナ禍の終息は見通せない。以下は現段階における財政調整基金等の基金残高と起債残高である。

ただし、2021年度の補正予算において国庫支出金が約9割を占めていることが、国一東京都関係にどのような関係を及ぼしているのか、東京都（小池知事）の国（特に菅政権）に対する姿勢に影響があるのか否かなどについて分析する必要があるが、別の機会にしたいと思う。

(1) 基金残高

■ 基金の残高推移（普通会計ベース）



2021年度当初予算時の、2021年度末（令和3年度末）基金残高の見込みは、7,611億円も内訳は以下のとおり。

○ 3つのシティ実現に向けた基金	4,504億円
○ 国の交付金等により積み立てた基金	1,248億円
○ 財政調整基金	1,859億円
※ 合計	7,611億円
(一般会計 7,325億円 特別会計 286億円)	

しかし、5月下旬の補正予算（第二会定例会）の編成後は、残高見通しを21億円と発表し、都庁に衝撃が走った。ただその後2020年度（令和2年度）の一般会計決算見込みをまとめる中で、21年度末の残高も2837億円に上方修正した。

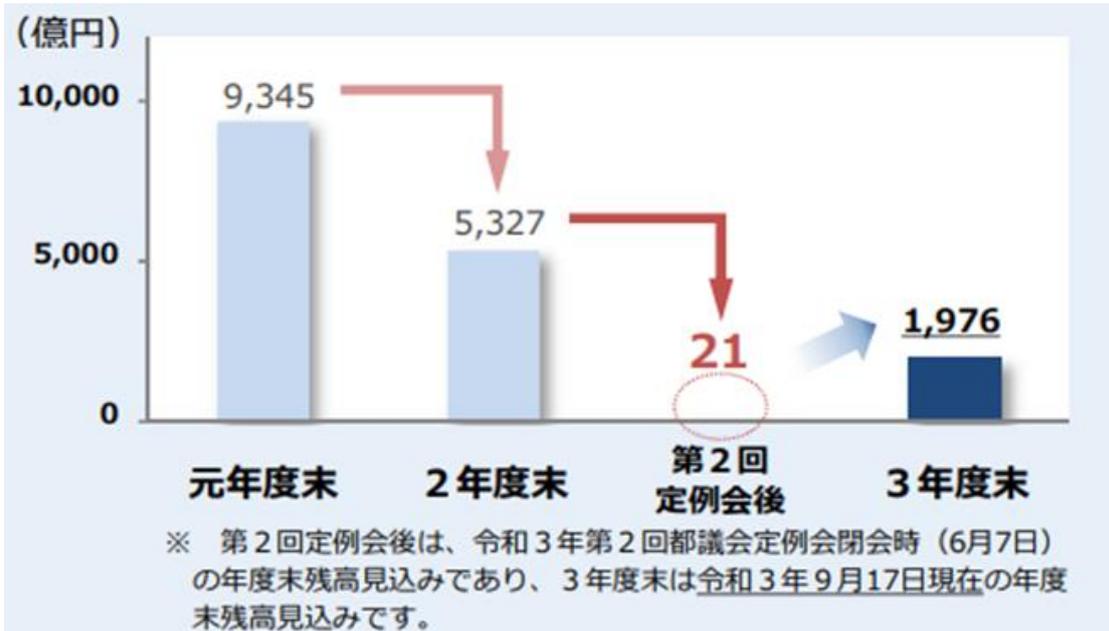
これは、20年度の都税収入が19年度決算と比べて5%減の5兆3498億円と新型コロナウイルス感染拡大による企業収益の悪化などで9年ぶりに減るものの、想定より減少額が小さかったこと、中小企業が対象の制度融資の預託金の一部が使われずに戻ってくるなどの要因で、財政調整基金の上方修正につながったとされている（日本経済新聞、2021年6月16日）。

※東京都の21年度末の貯金、2837億円に上方修正（日経）

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC165L20W1A610C2000000/>

9月17日現在は下図のとおり、1976億円となっている。

先述のように、コロナ禍の終息がまったく見通せない今日、財政調整基金の残高見直しもまったく不透明である。2012年12月補正の段階では、財政調整基金の残高見込みは1,860億円程度となっている。他の基金も先述のとおりだが、やはり今後の見通しは不透明である。

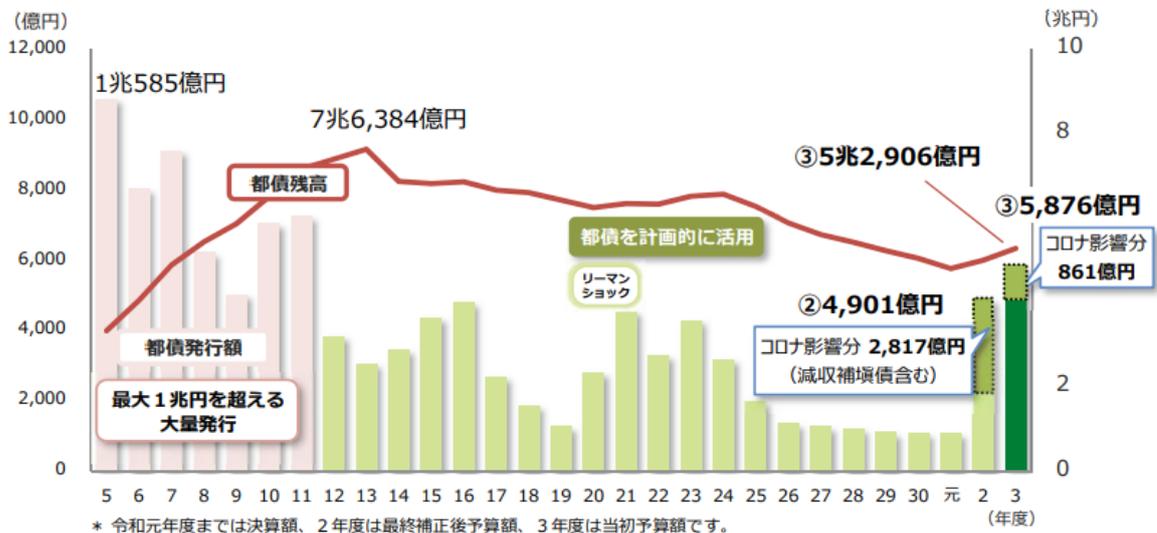


(2) 起債残高

最近の都債発行額と残高は下図のとおり。都の悦明は以下のとおりである。

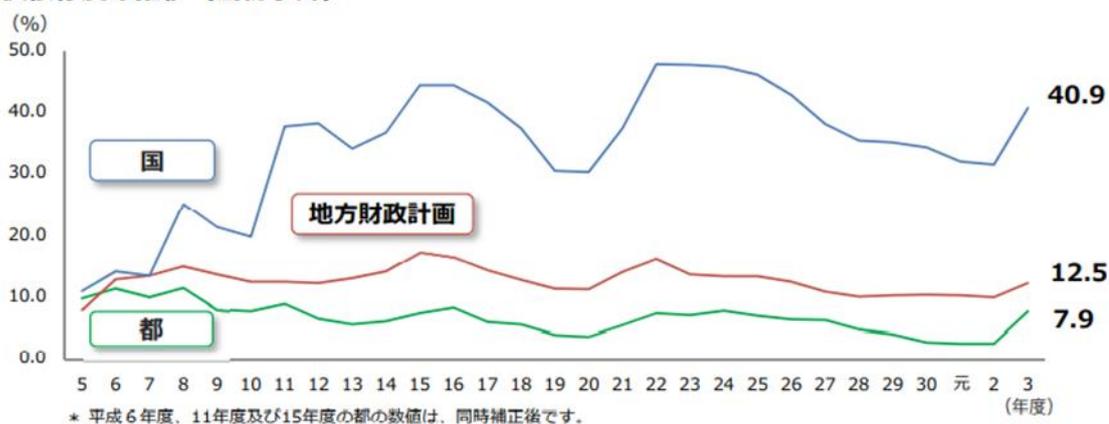
○ 令和3年度予算では、これまでの発行余力を活かし、充当可能な事業に対して積極的に活用した結果、都債は前年度に比較して3,792億円増の5,876億円となり、新型コロナウイルス感染対策への充当分(868億円)を除くとリーマンショック後と同水準となりっている。

■ 都債発行額と都債残高の推移



- 令和3年度における起債依存度は7.9%と、前年度に比べて5.1ポイント増加したが、国（40.9%）や地方（12.5%）と比べて、引き続き低い水準を維持している。

■ 起債依存度の推移（当初予算）



ただ、上図のように国は論外としても、コロナが終息しない状況で、今後も低い水準を維持できるかどうかは課題である。

<参考資料>

- 東京都財政規模（補正予算）－財源について
（別紙、PDF）
- 都財政の特徴と課題～五輪・パラリンピック開催とコロナ禍を踏まえて（まちぼつとりサーチ（2021年9月27日）

<https://machi-pot.org/?p=2770>